報道関係者各位

令和６年11月26日発表
【照会先】
行橋労働基準監督署
監督課長　　黒川真由美
（電話番号）0930-23-0454

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 重機が転倒し労働者が死亡したもの ～

令和6年11月26日、行橋労働基準監督署（署長　吉田（よしだ）　裕一（ゆういち））は、労働安全衛生法違反の疑いで事業者とその代表者を福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

【事件の概要】
護岸工事現場において、労働者が、ドラグ・ショベルを運転し、川底に向かって傾斜のある川岸を下っていたところ、当該ドラグ・ショベルが川に転落し、労働者がドラグ・ショベルの下敷きとなって死亡するという災害が発生したものです。

1　被疑者

（１）株式会社誠里建設（せいりけんせつ）

所 在 地：福岡県行橋市大字下崎
事業内容：土木工事業

（２）同社代表取締役Ａ（49歳）

2　違反条文

株式会社誠里建設、代表取締役ともに、
労働安全衛生法違反
同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第157条第2項（転落等の防止等）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

３　災害の概要

令和6年2月15日、行橋市内の高潮対策護岸工事現場において、株式会社誠里建設の労働者が、ドラグ・ショベルを用いて約30度の下り傾斜のある川岸を下っていたところ、当該ドラグ・ショベルが傾いて左側に転倒し、運転席から投げ出された労働者がドラグ・ショベルの下敷きとなったものです。

４　被疑内容

傾斜地等で車両系建設機械の転倒等により労働者に危険が生ずる恐れがあるときは、法令に基づいて、誘導者を配置し、当該車両系建設機械を誘導させなければならないのに、被疑者は、誘導者を配置していなかったものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条　事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一　機械、器具その他の設備（中略）による危険

（第二号以下は略）

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（第二号以下は略）

第百二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

（転落の防止等）

第百五十七条　（第１項及び第３項は略）

2　事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。